

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月5日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 一般財団法人 新庄市スポーツ協会
令和3年度の財務及び施設管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和4年10月14日から令和4年11月16日まで

4 監査の着眼点

指定管理事業等について、令和4年度新庄市監査計画の「監査の着眼点」及び「監査の重点事項」により実施した。

(監査計画の監査の着眼点)

- ①公正で合理的かつ効率的な行政運営がなされているか。
- ②収納事務における領収書、帳簿等の整備、記帳は、適正に行われているか。
また、現金及び切手等の保管及び取扱いは適正か。
- ③契約事務は、関係法令に基づき公正かつ的確に行われているか。
- ④工事、修繕、業務委託等の設計、施工、検査は、適正に行われているか。
- ⑤補助金等の交付は、関係法令等に基づき目的が明確で補助額等が適正であるか。
- ⑥公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- ⑦リスクの高い事務等の管理が、適正に行われているか。
- ⑧前回の監査で指摘された事項は、改善されているか。

(監査計画の監査の重点事項)

- ①使用料、手数料等で料金改定等が、適切に反映し徴収され、関係帳簿書類が関係例規に基づき適正に整備されているか。

②行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

③支出に関する事務は、関係法令、関係例規等に基づき適正に行われているか。

5 監査の実施内容

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

6 監査の結果

指定管理事業等について関係帳簿を照合確認し、監査した結果、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。